

参考資料

- 1 パブリックコメント及び説明会等（第 6・7 条関係） P 1
- 2 政策提案手続・政策公募手続（第 8・9 条関係） P 4
- 3 附属機関等（第 1 1 条関係） P 6
- 4 住民投票（第 1 3 条関係） P 9
- 5 全庁的な協働の取組について（第 1 4 条関係） P 1 0
- 6 協働事業提案手続（未来づくりパートナー事業）（第 1 5 条関係） P 1 3
- 7 市民による自主的な活動（市民公益活動）の支援について P 1 8
- 8 コミュニティ活動の推進について（第 1 6 条関係） P 2 1
- 9 市長が講ずべき措置（第 1 7 条関係） P 2 6
- 1 0 検証（第 1 8 条関係） P 2 7

1 パブリックコメント及び説明会等（第6・7条関係）

（1）制度概要

①パブリックコメント

条例第6条第1項各号（下表参照）に掲げる事項についての案を作成しようとするときは、素案等の資料を公表し、広く市民等に意見の提出を求める手続きを行う。

内 容	例
市の憲章、宣言等の策定・変更	西宮市民憲章、文教住宅都市宣言
市政の基本的な計画等の策定・変更	総合計画、各部門別の計画
市政の基本的な方針を定める条例の策定・改廃	参画協働条例、環境基本条例など
義務を課し、又は権利を制限する条例の制定・改廃	市民の権利義務に関わる条例
市が実施する大規模な施設の設置その他の公共事業にかかる計画の策定・変更	総事業費10億円以上の公共事業
その他、市の機関が必要と認めるもの	上記に該当しない場合でも、担当課の判断で実施可能

②説明会等

条例第7条にもとづき、市の機関は、パブリックコメントを実施する案の作成にあたり、説明会、意見交換会等を設けるように努める。説明会等の実施手法例は下表のとおり。

取組名	内 容
説明会	市が市民等に対して、計画等の趣旨や内容を説明する場。
意見交換会 ワークショップ	様々な立場の市民が参加者となり、あるテーマについて参加者一人ひとりが主体的に意見を出して、課題解決に向けた検討を行っていく場。
アンケート	広く一般市民や利用者等のニーズを把握するために実施。 例) 市民意識調査、市政モニター、その他アンケート

(2) 取組実績

< 条例制定時からの推移 >

年度	実施 件数	提出者数		意見数			意見数が多かった案件
		全体	平均	全体	平均値	中間値	
H21	12	15,134	1,261	23,354	1,946	46	幼稚園教育振興プラン (22,888)
H22	9	68	8	205	23	12	都市計画マスタープラン (122)
H23	14	600	43	1,364	97	42	新病院基本構想 (863)
H24	9	102	11	208	23	22	子ども読書活動推進計画 (48)
H25	7	45	6	159	23	3	第4次総合計画中間見直し (89)
H26	9	310	34	824	92	63	子ども・子育て支援事業計画 (372)
H27	10	647	65	2,195	220	17	保育所・児童館統合施設整備事業 (2,055)
H28	10	88	9	237	24	18	西宮市教育大綱 (93)
H29	12	241	20	452	38	31	快適な市民生活の確保条例改正 (131)
H30	19	209	11	579	30	26	第5次総合計画 (132)
R1	6	167	28	412	69	55	障害理由差別解消条例 (190)
R2	9	287	32	652	72	40	廃棄物の処理等条例改正 (329)

< 参考 > 提出意見数に影響を与えられ考えられる要因

内 容 面	取り扱うテーマに対する関心の高さ	計画等の内容が社会的に関心の高い内容や市の重要な計画等については、意見数が多い傾向にある。 例) 第●次総合計画、子ども・子育て支援事業計画
	利害関係者の多寡等	制度改正や権利制限・義務の賦課に伴い利害が発生する関係者の多寡、影響度等により、意見数が増減する。 例) 快適な市民生活の確保に関する条例改正 (迷惑花火禁止)
	市民生活への影響度	制度改正や権利制限・義務の賦課に伴い市民生活に与える影響が大きいほど、意見数が増加する。 例) 廃棄物の処理等 (ごみ指定袋導入) に関する条例改正
	施設利用者や近隣住民に与える影響度	施設の設置・移転・統廃合等に伴い影響を受ける人の数が多いほど、意見数が増加する。 例) 幼稚園教育振興プラン、保育所・児童館統合施設整備事業
手 続 面	パブリックコメント以外の手続きの実施	パブリックコメント以外に意見を聴く機会を数多く設けることで、関心の高まりによる意見数の増が期待される。 その反面、内容に対して納得が得られることで意見提出につながらない可能性もある。

	広報	パブリックコメントの実施を広くアピールすることで、該当の計画等に対する認知度が高まり、意見数の増加につながる。
	資料の工夫	資料の見やすさ、分かりやすさ等を工夫することで、計画等に対する理解や関心が高まり、意見提出につながる。

(3) 今後の課題

①パブリックコメント以外の参画手続

- ・パブリックコメントは、計画等の案が固まる直前の段階で実施することが多く、制度の性質上、意見を反映できる余地は少ない。意見提出者数が多い案件は、提出者数が少ない案件と比較して、パブリックコメント以外の参画手続を実施している傾向が高い。
- ・早期の段階においてパブリックコメント以外の参画手続を実施することで、より市民の視点やニーズを計画等に反映させることが可能になると同時に、パブリックコメントにおける提出意見数の増加が期待できる。

②広報

- ・市政参画を推進するうえで、更なる参画機会の拡充に努める必要があると考えられるが、そもそも広報が不足していると十分な参画が得られない。
- ・パブリックコメント制度自体の認知度が低い。
- ・効果的な広報について検討が必要である。

③市職員の意識改革

- ・市民の市政に対する関心を高めるには、まずは市職員の意識改革が必要となる。
- ・「条例の条件に該当するからパブリックコメントを実施する」というような受動的な意識を改め、計画等の策定にあたっては、積極的に市民の声を聴く機会を設けるという能動的な姿勢が求められることを職員に訴えかけていく必要がある。
- ・一方で、過度な事務負担にならないように配慮する必要がある。

2 政策提案手続・政策公募手続（第8・9条関係）

（1）制度概要

①政策提案手続

- ・市民が、以下のア～ウに掲げる事項（対象事項）について、市民10人以上の連署をもって、市の機関に対して、案を添えて、政策の立案、実施等を提案することができる制度。

<対象事項> ※パブリックコメントの対象事項の一部

ア 市の憲章、宣言等の策定・変更

イ 市政の基本的な計画等の策定・変更

ウ 市政の基本的な方針を定める条例の策定・改廃

- ・提案代表者からの求めがあるときは、提案者と市の機関が意見を交換する場を設けることができる。意見交換は評価委員会の立会いの下で行わなければならない。
- ・市の機関は、提案に係る政策の立案、実施等を行うか否かの決定を行う。

②政策公募手続

- ・市の機関が政策の立案、実施等について、市民等から提案を募集することができる制度。

（2）過去の実績

①政策提案手続

平成 23 年 度	政策の名称	認知症支援対策の充実
	内容	市の認知症施策として全体を把握しマネジメントする機能がないため、地域、介護現場、医療現場で認知症の人、家族も社会参加し、市民自らが課題解決のための意識を持ち、認知症ネットワーク活動を広げながら認知症ケアの質アップを目指す。
	結果	採択
	対応方針	「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画」の「基本目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちに」の施策の展開内容に記載し、提案された概要及び目的に基づいて実施できるよう検討する。
平成 28 年 度	政策の名称	西宮市立西宮養護学校の建て替えにかかわる市民の政策提案
	内容	西宮市立西宮養護学校の建て替えに伴い何点か問題点が見受けられるため、改善案を作成し、問題点の解消を目指す。
	結果	不採択（理由：政策提案手続の対象事項に該当しないため）

②政策公募手続

実績なし

(3) 他自治体との比較

自治体	兵庫県	兵庫県	兵庫県	北海道	北海道
	西宮市	明石市	三田市	北広島市	苫小牧市
政策提案制度	有	有	有	有	有
連署	10人以上	20人以上	10人以上	10人以上	10人以上
対象事項	定め有り	定め有り	定め無し	定め有り	定め無し
提案実績	計2件 H23・H28	計1件 H26	計4件 H27～H28	計1件 H29	計12件 H21～H27
政策公募制度	有	有	無	無	有
募集実績	0件	0件	—	—	0件

自治体	埼玉県	神奈川県	神奈川県	愛知県
	久喜市	茅ヶ崎市	座間市	岩倉市
政策提案制度	有	有	有	有
連署	5人以上	5人以上	10人以上	10人以上
対象事項	定め有り	定め無し	定め有り	定め無し
提案実績	0件	計15件 H26～R1	0件	計4件 H28・H29・R1・R2
政策公募制度	有	無	有	有
募集実績	0件	—	0件	0件

(4) 今後の課題

- ・調査の結果、全国的に見ても制度を導入している自治体が少なく、また、政策公募制度については制度を導入しているいずれの自治体においても募集実績がなかった。また、制度を導入している自治体において、ホームページ掲載以外の効果的な広報周知や提案件数の増加に向けて特筆すべき取組を行っている事例はなく、制度面や運用面での見直しを予定している自治体は見受けられなかった。
- ・「(仮称)市民参画条例策定委員会」の条例制定に向けた提言書(H19.11)において、「(連署が)あまりにも少ない人数だと、乱発され、煩雑な手続になり、市政運営に支障を生じる恐れがあります。また個人的な利益のために濫用される恐れもあります。」と触れられていることから、条件の緩和については慎重に判断する必要がある。
- ・市民、市職員ともに制度の周知が十分に図られてこなかったことから、まずは制度のPRを行う必要がある。

3 附属機関等（第11条関係）

（1）制度概要

法律又は条例の定めるところにより、行政執行の前提となる調査、調停、審査等を行うために市が設置する機関のこと。本市では令和3年8月1日現在、95機関が設置されている。

市政参画の推進（多様な意見の反映や透明性の高い運営）を図ることを目的に、西宮市参画と協働の推進に関する条例には以下の規定が設けられており、選任（または公表、公開）しないことに合理的な理由がある場合を除き、条例に沿った運営が求められている。

委員を選任するときは、幅広い分野の中から適切な人材を選任するよう努めること	努力義務
委員を選任するときは、公募委員を含めるよう努めること	
委員を選任したときは、その氏名、年齢、職業、任期等を公表すること	必須
会議を公開すること	
会議を開催する場合は、あらかじめ開催日時、場所等を公表すること	
会議を開催したときは、会議録を作成し、公表すること	

（2）現在の取組状況

①附属機関等に関する調査

各機関の開催状況、委員数、各取組の実施状況等についての調査を年1回実施している。調査結果については、参画と協働の取組状況をまとめた報告書に掲載し、公表している。

②市ホームページでの公表

- ・附属機関等一覧（名称、委員定数、担当事務等）
- ・公募委員選任機関一覧（公募委員が選任されている機関、公募委員数）
- ・参画の取組予定一覧及び委員公募予定一覧
- ・各附属機関にかかる個別ページ（設置概要、委員名簿、開催結果等）

(3) 開催状況等の実績（平成 29 年以降）

① 各年 8 月 1 日現在、過去 1 年間に活動実績があった附属機関数

年度	H29	H30	R1	R2	R3
機関数	88	85	79	68	67

② 公募制の導入

	H29	H30	R1	R2	R3	
導入している	25 (28.4%)	26 (30.6%)	25 (31.6%)	20 (29.4%)	19 (28.4%)	
導入していない	理由ア	4 (4.5%)	4 (4.7%)	4 (5.1%)	3 (4.4%)	3 (4.5%)
	理由イ	1 (1.1%)	1 (1.2%)	1 (1.3%)	0 (0%)	0 (0%)
	理由ウ	52 (59.1%)	49 (57.6%)	45 (57.0%)	40 (58.8%)	41 (61.2%)
	理由エ	6 (6.8%)	5 (5.9%)	4 (5.1%)	5 (7.4%)	4 (6.0%)

※理由ア：法令等の規定により、その構成が特定の職、資格者に限られているもの

理由イ：特定の個人又は団体を対象に審査、審議等するもの

理由ウ：高度の専門的事項を審査、審議等するもの

理由エ：その他公募によることが不相当であると認められるもの

③ 委員氏名等の公表

	H29	H30	R1	R2	R3
公表している	77 (87.5%)	73 (85.9%)	72 (91.1%)	61 (89.7%)	63 (94.0%)
公表していない	11 (12.5%)	12 (14.1%)	7 (8.9%)	7 (10.3%)	4 (6.0%)

④ 会議の公開

	H29	H30	R1	R2	R3	
原則公開している	58 (65.9%)	57 (67.1%)	53 (67.1%)	43 (63.2%)	44 (65.7%)	
公開していない	1号理由	3 (3.4%)	3 (3.5%)	1 (1.3%)	2 (2.9%)	2 (3.0%)
	2号理由	16 (18.2%)	15 (17.6%)	14 (17.7%)	12 (17.6%)	12 (17.9%)
	3号理由	11 (12.5%)	10 (11.8%)	11 (13.9%)	11 (16.2%)	9 (13.4%)

※1号：法令等の規定により公開しないこととされている場合

2号：会議の内容が個人情報にかかわるものである場合、その他公開しないことに合理的な理由がある場合

3号：会議の公開により、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

⑤ 会議の開催情報の事前公表

	H29	H30	R1	R2	R3
公表している	76 (86.4%)	71 (83.5%)	70 (88.6%)	58 (85.3%)	57 (85.1%)
公表していない	12 (13.6%)	14 (16.5%)	9 (11.4%)	10 (14.7%)	10 (14.9%)

⑥ 会議録等の公表

	H29	H30	R1	R2	R3
ホームページで 公表	48 (54.5%)	50 (58.8%)	53 (67.1%)	43 (63.2%)	45 (67.2%)
所管課等への 備え付けのみ	19 (21.6%)	16 (18.8%)	11 (13.9%)	10 (14.7%)	10 (14.9%)
公表していない	21 (23.9%)	19 (22.4%)	15 (19.0%)	15 (22.1%)	12 (17.9%)

(4) 今後の課題

他自治体の制度状況と比べて、本市における委員の選任基準、会議開催の規定等について大きな問題はないと思われるが、以下の課題があると考えられる。

①委員構成について

- ・公募委員として参画を希望する人の割合が低いことや、公募委員の募集をしていることを知らない人の割合が高いことから、効果的な広報手法について検討する必要がある。
- ・委員の年齢構成について、委員として一定の知見や経験が求められる場合や、選出母体の年齢構成も関係してくることから、バランスの取れた年齢構成に早急にシフトするのは困難であるが、例えば市民枠については、公募時に若い世代への働きかけを意識的に行うなど、市民参加の裾野を広げる工夫が必要である。

②市政運営の公正性・透明性の確保について

- ・現在は、事前に開催情報、会議開催後に会議録の概要をそれぞれ公表することが原則となっているが、会議資料を併せて公表することで、市民が会議内容について理解を深めることが可能となる。
- ・ホームページにおける会議開催予定の事前公表について、各附属機関のページで公表（おおむね1週間前まで）されているため、市民にとって分かりにくい。

③職員に対する啓発

- ・附属機関等にかかる取組状況について、平成29年度以降の数字に大きな改善が見られない項目があることから、職員に公募委員導入及び会議公開等の目的や効果が十分に浸透していない可能性が考えられる。

4 住民投票（第13条関係）

（1）制度概要

- ・地方公共団体が一定の事項についてその地域の住民に投票で意思を問う手法。
- ・第13条には、市長が市民の意思を直接問う必要があると認めるときに、住民投票を実施することができる定められている。要件が満たされれば自動的に実施する、いわゆる「常設型」ではなく、案件ごとに住民投票条例案を策定し、住民投票を実施するか否かの判断を市議会に仰ぐ「個別設置型」としている。

※市民は、地方自治法にもとづく直接請求権（有権者の1/50以上の連署）により、住民投票条例の制定を市長に請求することができる。この場合、住民投票の実施には市議会の承認が必要。

（2）過去の実施状況

実績なし

（3）個別設置型と常設型について

	概要	発議権（請求権）	投票権（投票資格）
個別設置型	必要が生じたつど議会の議決に基づいて条例を制定し実施	普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者	個別の住民投票条例ごとに設定
常設型	対象事項や投票資格者など、投票に関するルールを定めた条例をあらかじめ設けておき、それに基づいて実施	住民投票条例（常設）で設定	住民投票条例（常設）で設定

（4）まとめ

- ・本市において、過去に住民投票が実施された事例はなく、全国的に見ても、市町村合併を除き、住民投票が実施された事例は少ない。
- ・「常設型」では議会による可決は必要としないものの、住民投票を実施するために必要な署名数は地方自治法にもとづく直接請求より厳しい割合が設定されていることが一般的である。また、「常設型」は、首長、議会の意見が反映されないことから、制度の濫用を招くリスクを抱える。
- ・「個別設置型」は、住民投票の実施に至るまで時間は要するものの、必要とする署名数は比較的低くなり、資格要件についても、住民投票条例の制定請求がされた時点の社会情勢によって柔軟に設定できるというメリットがある。

5 全庁的な協働の取組について（第14条関係）

（1）市の機関による協働の取組状況（第1項関係）

①団体別内訳（協働の相手方）

年度	地域 団体	NPO 等団体	非営利 団体	協議会 連絡会	実行 委員会	学校	企業	その他	合計
R3	30	27	13	15	5	4	3	30	127
R2	37	24	8	15	6	4	3	32	129
R1	42	34	10	21	8	10	4	47	176

②協働形態別の内訳

年度	補助・ 助成等	共催	実行委員会	委託	その他	合計
R3	18	23	3	43	19	106
R2	16	22	5	38	19	100
R1	20	40	5	53	28	146

（2）協働の取組状況アンケート結果

※令和3年度に協働事業に取り組んだ課を対象に実施（事業ごとの回答）

質問項目	選択肢	計	割合
問1 当初に掲げた事業目的を達成することはできましたか？	①事業目的を十分に達成できた	45	41.7%
	②事業目的をある程度達成できた	49	45.4%
	③事業目的をやや達成できなかった	9	8.3%
	④事業目的を達成できなかった	5	4.6%
問2 協働による効果は得られましたか？	①協働したことで十分な効果が得られた	46	43.8%
	②協働したことである程度の効果が得られた	54	51.4%
	③協働したことによる効果は少なかった	1	1.0%
	④協働したことによる効果はほとんどなかった	4	3.8%
問3 協働事業を効果的に実施するためにどのような工夫を行っていますか？	①協働相手と課題や目的の共有を図っている	82	75.9%
	②協働相手と綿密に連絡調整を行っている	87	80.6%
	③協働相手との信頼関係の構築に努めている	92	85.2%
	④お互いの強みが生かせる役割分担を行っている	43	39.8%
	⑤研修等により職員や協働相手のスキルアップを図っている	12	11.1%
	⑥定期的に制度（事業）内容の改善・見直しを行っている	37	34.3%
	⑦その他	0	0.0%
	⑧特になし	6	5.6%

問4 協働して良かったことは何ですか？	①協働することで事業目的を達成することができた	72	66.7%
	②協働することで効果的な事業実施につながった	81	75.0%
	③協働相手の意識向上やスキルアップにつながった	27	25.0%
	④職員の意識向上やスキルアップにつながった	12	11.1%
	⑤その他	5	4.6%
	⑥特になし	5	4.6%
問5 協働して課題に感じたことは何ですか？	①市単独で実施するよりも時間や労力が増えた	7	6.5%
	②目的や意識にズレがあった	11	10.2%
	③コミュニケーションが十分にとれなかった	2	1.9%
	④多くの役割を市が担っており、相手方の関わりが限定的であった	8	7.4%
	⑤多くの役割を相手方が担っており、市の関わりが限定的であった	9	8.3%
	⑥その他（広報力の不足、人員体制に不安、地域によって意識差があるなど）	12	11.1%
	⑦特になし	66	61.1%
問6 協働事業の実施における市の役割として、当てはまるものを選んでください。	①企画	55	50.9%
	②広報	79	73.1%
	③場所の確保	71	65.7%
	④費用負担	84	77.8%
	⑤申込等の受付	43	39.8%
	⑥問合せ対応	60	55.6%
	⑦他団体との調整・交渉	35	32.4%
	⑧（イベント等における）当日の運営	36	33.3%
	⑨その他（会場との打合せ）	2	1.9%
問7 協働事業の実施における協働相手の役割として、当てはまるものを選んでください。	①企画	72	66.7%
	②広報	50	46.3%
	③場所の確保	32	29.6%
	④費用負担	26	24.1%
	⑤申込等の受付	42	38.9%
	⑥問合せ対応	43	39.8%
	⑦他団体との調整・交渉	40	37.0%
	⑧（イベント等における）当日の運営	78	72.2%
	⑨その他（会場の設置、各団体の取りまとめ、調査結果の報告など）	8	7.4%

(3) 協働を円滑に進めるための必要な措置について（第2項関係）

- ① 参画と協働のまちづくり講演会（市民対象）
- ② 参画協働研修（市職員対象）
- ③ 参画協働研修（市の新入職員対象）

(4) まとめ

- ・令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、コロナ禍前と比較して多くの事業が中止となっている。中止期間が長引くことで、協働の相手方との関係性やノウハウが失われることがないように留意が必要である。
- ・協働の相手方について、市内には多くの大学や企業があるにも関わらず、学校、企業との協働が少ない。
- ・アンケート結果によると、おおむね事業目的が達成され、協働による効果が得られているとの回答が多かった。また、効果的な協働に必要な不可欠である目的の共有や綿密な連絡調整、信頼関係の構築にも留意していることが読み取れる。市の協働の役割としては、費用負担、広報、場所の確保が多く、協働の相手方の役割では、当日の運営と企画が多かった。協働して課題に感じたことについて、全体の61.1%が「特になし」と回答しているが、工夫の面において、「お互いの強みが生かせる役割分担を行っている」が39.8%、「定期的に制度（事業）内容の改善・見直しを行っている」が34.3%といずれも半数に満たない結果となっている。協働の相手方と定期的に事業内容や役割分担について議論を行い、必要に応じて見直しを行うという姿勢が求められる。
- ・協働を円滑に進めるための必要な措置として、市民向けの講演会等と市職員向けの研修を毎年実施し、参画と協働に対する意識の醸成に取り組んできた。市職員研修については、これまでのような参画と協働の基礎的な知識を身につけるための研修に加えて、市民活動や地域活動等に関わる職員向けに、具体的な手法（市民と上手に協働するためのポイントなど）を学ぶ研修や、ファシリテーション等の実務的なスキルの習得を目的とした研修の開催についても検討が必要である。

6 協働事業提案手続（未来づくりパートナー事業）（第15条関係）

（1）制度概要

市内に事務所又は活動場所を有する非営利活動団体（NPO等団体、地域活動団体など）からの提案に基づき、地域課題や社会的課題の解決及び地域力の向上に資する事業を団体と市の機関が「協働」して実施する、又は、市が資金的なサポートを行う制度。

①募集区分

団体と市が協働して事業を実施する「自由提案型」（H21～）と「テーマ設定型」（H23～）、市が団体の活動を資金面からサポートする「地域力向上型」（H30～）と「コロナ課題解決型」（R4～）の4区分。

②助成金

提案事業の実施に直接要する経費について、30万円（地域力向上型は10万円）を上限に、対象経費の80%（テーマ設定型は50～100%）を市が助成する。助成期間は最長で3年。

（2）過去5年間の実施状況

年度	募集区分	募集	応募	採択	実施	助成金額
R4	自由提案型	非公募	1	1	1	未定
	地域力向上型	5	5	4	4	
	コロナ課題解決型	10	7	6	6	
	計	15	13	11	11	
R3	自由提案型	非公募	2	2	2	521,000円
	テーマ設定型	1	1	1	1	217,000円
	地域力向上型	5	3	3	3	236,000円
	計	6	6	6	6	974,000円
R2	自由提案型	4	5	3	1	300,000円
	テーマ設定型		2	1	1	192,000円
	地域力向上型	5	4	4	3	288,000円
	計	9	11	8	5	780,000円
R1	自由提案型	4	4	3	3	572,000円
	テーマ設定型		0	0	0	0円
	地域力向上型	5	5	4	4	283,000円
	計	9	9	7	7	855,000円
H30	自由提案型	4	3	2	2	182,000円
	テーマ設定型		1	0	0	0円
	地域力向上型	5	2	2	2	200,000円
	計	9	6	4	4	382,000円

(3) 課題等

- ・過去5年間で応募件数が募集件数を上回ったのは、令和2年度の自由提案型・テーマ設定型のみであり、地域力向上型については、平成30年度に新設して以来、応募件数が募集件数を上回ったことがない。
- ・「自由提案型」については、事業を提案する団体側と提案を受ける市側で課題に対する認識や目的のズレがあり、マッチングが成立しづらい、または、市の積極的な関わりが得られにくいという課題がある。
- ・市が市民との協働により課題解決を図りたいテーマに沿った事業を募集する「テーマ設定型」について、毎年庁内でテーマを募集しているが、テーマの応募数は少なく、令和4年度については0件であった。

(4) 調査等の結果

①団体向けアンケート調査結果概要（平成30年度以降に制度を活用した団体）

<自由提案型・テーマ設定型>

- ・市と協働事業を実施したことで、「事業に対する信頼性の向上」、「市の考えや仕組みの理解」、「効果的な事業実施」、「取組の周知」、「ノウハウの獲得」、「市との関係性の構築」につながったとの回答が多かった。
- ・制度内容について不満に感じたこととして、「書類作成の負担が大きい」、「団体構成員の person 費が助成対象外である」、「必要な経費を全額助成してもらえない」、「事業採択の決定時期が遅い」が選択されたのに対し、「市の協力体制が不十分」や「助成金額が少ない」を選択した団体は皆無であった。
- ・未来づくりパートナー事業で実施した事業について、5団体すべてが「現在も継続して実施している」との回答であったが、助成期間終了後は、「団体単独で事業を実施している」ケースが多かった。
- ・市からの支援で良かったものとして、半数以上の団体が「助成金の交付」、「広報」、「場所の確保」、「当日の運営協力」を選択。一方で、「企画」を選択したのは1団体のみ。
- ・適切な募集時期と決定時期について、半数以上の団体が「当年度の4月から事業を開始できるように、事業実施年度の前年度中に事業を募集し、遅くとも3月までに実施を決定してほしい」を選択した。

<地域力向上型>

- ・未来づくりパートナー事業の活用により、半数以上が「効果的な事業実施」、「取組の周知」、「事業に対する信頼性の向上」、「市との関係性の構築」につながったと回答。
- ・制度内容について、7団体中3団体が、「助成金額が少ないこと」、「事業採択の決定時期が遅いこと」、「書類作成の負担が大きいこと」を選択。2団体が、「市の協力体制が不十分であること」、「必要な経費を全額助成してもらえないこと」、「団体構成員の person 費が助成対象外であること」を選択した。
- ・未来づくりパートナー事業で実施した事業について、5団体が「現在も継続して実施」

しており、そのうち3団体は「単独で事業を継続」、2団体は引き続き未来づくりパートナー事業を活用している。また、2団体は人員不足や地域内での協力が得られないことを理由に、事業を継続していなかった。

- ・市からの支援で良かったものとして、全ての団体が「助成金の交付」を選択。地域力向上型は団体単独実施が基本であるが、市民協働推進課が「広報」協力や「当日の運営協力」、「企画」に対する助言等を行っているため、一部の団体がそれらを選択した。
- ・適切な募集時期と決定時期について、7団体中6団体が「事業実施年度の前年度に事業を募集し、実施の決定は当年度の4月以降になっても構わない」を選択し、自由提案型・テーマ設定型において半数以上の団体が選択した「当年度の4月から事業を開始できるように、事業実施年度の前年度中に事業を募集し、遅くとも3月までに実施を決定してほしい」を選択した団体は皆無であった。

②NPO等団体との意見交換結果

- ・採択されるかどうか分からないと計画が立てづらい。前年度の早期募集が望ましい。もしくは、3年間の実施があらかじめ保証されていれば、2年目以降は早期着手が可能。
- ・アイデアがあっても、それを文章化して申請するのはハードルが高い。アイデアを形にするお手伝いを市民交流センターで制度化していけばいいのではないかと。
- ・日中に仕事をしている人にとって、平日の昼間に市職員と面談をするのはハードルが高い。夜間やメールなどでも対応できる制度設計が必要。

③他自治体における類似制度の有無及び実施状況

調査項目	回答		西宮市の取り扱い
制度の有無	有	27市	有
	無	33市	
募集時期	前年度	11市	前年度
	現年度	13市	
	その他（随時受付等）	3市	
実施事業数 (R3実績)	10件以上	3市	3件
	6～9件	3市	
	1～5件	11市	
	0件	10市	
助成上限額	50万円以上	16市	30万円台
	40万円台	2市	
	30万円台	3市	
	20万円台	6市	
	10万円台	3市	
	その他	6市	

助成割合	100%	12 市	自由提案型 : 80% テーマ設定型 : 50~100%
	90%	3 市	
	80%	7 市	
	70%	1 市	
	50%	2 市	
	その他	11 市	
団体構成員の 人件費	助成対象	9 市	助成対象外
	助成対象外	11 市	
参加費収入等の 取扱い	対象経費から差し引く	5 市	対象経費から差し引く
	自己負担部分に充当可	10 市	
	その他	3 市	

<結果概要>

- ・回答のあった自治体のうち、45%の自治体で類似制度を導入している。
- ・募集時期は、前年度と現年度がほぼ同数。前年度については、早い自治体で4月、遅い自治体で3月の募集となっている。現年度はおおむね年度当初（4月・5月）の募集であった。
- ・実施事業数10件以上は3自治体、6～9件は3自治体、1～5件は11自治体であり、10自治体では0件という結果であった。多くの自治体が提案件数の少なさを課題としていた。
- ・助成上限額を50万円としている自治体が最も多く、上限額が最も高い自治体では200万円を上限としていた。
- ・助成割合については、100%としている自治体が最も多く、次に多かったのが80%であった。
- ・団体構成員の人件費について、助成対象外としている自治体のほうが若干多かったが、助成対象としている自治体も見受けられた。
- ・参加費収入等の取扱いについて、当市では対象経費から差し引くこととしているが、多くの自治体では自己負担部分に充当可能としている。

(5) まとめ

想定される改善ポイントと留意点は以下のとおり。

No.	改善ポイント	留意点
1	対象経費の全額助成	100%助成は、団体の自立の阻害や必要性の低い経費の計上につながるものが懸念される。一方、参加費収入を自己負担部分（80%助成の場合の20%の部分）に充当できるように見直すことで、団体の費用負担軽減や団体の自立促進につながるものと考えられる。
2	人件費を対象経費とする	事業に直接従事するスタッフの人件費を補助対象経費に含めてほしいとの声は多く、市のルール上、対象経費にすることは可能。ただし、対象となる範囲や上限額の設定について検討が必要。
3	募集時期の早期化	募集時期の前倒し（例：前年度の11月から募集開始）を行い、前年度中に事業の採否を決定することで、年度当初からの事業開始や計画的な事業実施が可能になると考えられる。 ※募集区分によって募集時期を変えるのは事務処理上困難である。
4	書類作成の負担軽減	平成29年度にも提案書の項目を簡素化した経緯があり、審査面を考慮すると提出書類の更なる簡素化は困難と思われる。市民交流センターにおいて、書類作成に係る相談・支援を行うことは可能。
5	事前打合せや審査会出席に係る負担軽減	審査会でのプレゼンテーションを動画に代えることを可能にする（質疑は事前に文書で行う）、オンライン会議ツールや電話等で打合せを行うなど、提案団体の負担軽減について検討が必要。
6	テーマ設定型の活用促進	市職員アンケートでは、66%がテーマ設定型に興味があるとの回答であった。市が市民との協働を重視するテーマを複数明示することで、提案事業数の増加とマッチング率の向上が期待される。
7	地域力向上型の対象団体の拡大	現在は地域活動団体のみ応募可能としているが、過去に応募件数が募集数を上回ったことがないことや、NPO等団体に対して資金面でのサポートを行う募集区分がない（コロナ課題解決型を除く）ことから、対象団体の拡充について検討が必要である。 ※「(仮称)市民公益活動促進基金」を設けることで、寄附額によっては、募集枠の増加が可能となる。
8	条例との整合性 (地域力向上型) (コロナ課題解決型)	「地域力向上型」と「コロナ課題解決型」は、提案団体が実施する事業を市が資金面からサポートするものであり、協働の要素は薄い。むしろ「市民による自主的な活動の推進」という視点のほうが制度内容に合致していると考えられる。

7 市民による自主的な活動（市民公益活動）の支援について

新型コロナウイルスの感染拡大が市民生活や地域社会に変化や影響をもたらし、社会的孤立の深刻化や失業・休業による生活困窮など、様々な地域課題が発生又は顕在化した。これらの課題に行政だけで対応するのは困難であり、実際に公的サービスでは支援の手が行き届かない分野においては、様々な主体により自由な発想できめ細かな支援やサービスが提供されている。

他の自治体においては、このような市民による自主的かつ自発的な活動の支援・促進について、市民公益活動促進条例を制定もしくは自治基本条例又は協働条例に規定している例が多く見受けられるが、本市においてはいずれも行われていない。

一方、本市が令和元年10月に策定した「西宮市行政経営改革基本方針」では、「地域の課題解決に向けた市民等の自主的な活動を支援する」ことを取組方針の一つに掲げている。また、現行条例のベースとなった『市民参画と協働の推進に関する条例』の制定に向けた提言（平成19年11月）において、「協働」には、「市民と市の協働」と、市民や事業者などが一緒になって行う「市民同士の協働」があり、「市民同士の協働」についても、「市民が自主的に行う市民活動が活発になるよう、市の機関がそのための基盤を整備するなど、さまざまな支援を行うことが望まれる」と述べられている。条例制定時には「市民と市の協働」のみを規定し、「市民同士の協働」は規定しなかったが、自主的・自立的に活動できる市民や団体の裾野を広げていくこと、市民が市民活動を支える社会環境が醸成されること、市がそのための環境や基盤を整備することが、人口減少社会に対応した持続可能な魅力あるまちづくりにつながると考えられることから、今後は従来の「市民と市の協働」に加えて、「市民同士の協働」や「市民による自主的な活動の推進」の観点からの施策の展開・整理が必要であると考えられる。

(1) 調査等の結果

①他自治体の取組状況

取組内容	有	無	(参考) 西宮市の取組
市民活動支援に係る条例の制定 (※)	37	23	無
助成金制度	48	12	未来づくりパートナー事業 「地域力向上型」「コロナ課題解決型」
寄附金制度	22	38	無
市民活動支援施設	53	7	市民交流センター（1箇所）を設置
専門家の設置	19	41	無
ボランティア紹介・マッチング	37	22	ボランティアセンター（社会福祉協議会）、市民交流センター、大学交流センターなど
広報支援	54	6	市政ニュースでの広報、施設でのチラシ配架 ※原則として名義後援を受けたもの

情報提供	5 6	4	市民交流センター（助成金、制度改正、講座開催などの情報を発信）
地域 SNS	4	5 6	無

※自治基本条例や参画協働条例に規定している場合を含む。

(2) まとめ

以下のとおり、市民公益活動の更なる支援・促進を図るための施策の展開・整理・情報発信が必要と考えられる。

区分	既設	新設(案)	具体的な支援施策
資金面での支援	○		<ul style="list-style-type: none"> ■ 未来づくりパートナー事業 地域力向上型、コロナ課題解決型
		○	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「(仮称)市民公益活動促進基金」 市民からの寄附（ふるさと納税など）や企業・団体からの寄附を募り、未来づくりパートナー事業を拡充するほか、市民公益活動を支援・促進するための財源とする。 ※基金の新設にあたり条例の制定（改正）が必要。
活動への参加促進	○		<ul style="list-style-type: none"> ■ ボランティア相談、ボランティアマッチング <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会ボランティアセンター（福祉関係） ・ 市民交流センター（NPO 等団体におけるボランティア） ・ 大学交流センター（学生ボランティア） ・ 国際交流協会（国際交流ボランティア）
活動場所の支援	○		<ul style="list-style-type: none"> ■ 公民館・市民館・市民交流センター等の使用料の減免 ■ 空き家等利用情報提供事業（空き家・空き室情報バンク） 空き家の所有者と利用希望者の情報を市に登録し、マッチングを行う制度。公益的利用目的と居住目的（北部地域限定）がある。 ■ 空き家等地域活用支援事業補助金 空き家や住まいの空きスペースを地域コミュニティ活動等の公益的活動に活用する際、必要となる改修工事等の費用の一部を補助する制度。

広報支援	○		<p>■ 市政ニュースでの広報、施設等でのチラシ配架 名義後援を受けた事業等について、市の広報媒体による 広報や公共施設でのチラシ配架を行う。</p>
		○	<p>■ 地域SNSの導入 市の名義後援を受けなくても各団体が自由にイベント情 報等を発信できるツールを導入する。 例) 地域の広場アプリ「ピアッツァ」</p>
相談 情報提供	○		<p>■ 市民交流センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体運営、団体設立などの相談 ・ 情報提供（助成金、制度改正、講座等の開催情報など） ・ 団体運営や活動に役立つ講座の開催
		○	<p>■ 専門家（アドバイザー）の設置 まちづくりに関するアドバイザーを設置し、課題を抱える 地域・NPO等団体・市への助言を行う。 ※令和4年度に「生涯学習・地域づくりアドバイザー」 （1名）が産業文化局に設置された。</p>
支援施策の PR	○	○	<p>■ 市民公益活動の支援施策をまとめた冊子の作成・配布</p>

8 コミュニティ活動の推進について（第16条関係）

（1）コミュニティ活動への参加状況

①西宮市における自治会加入率の推移



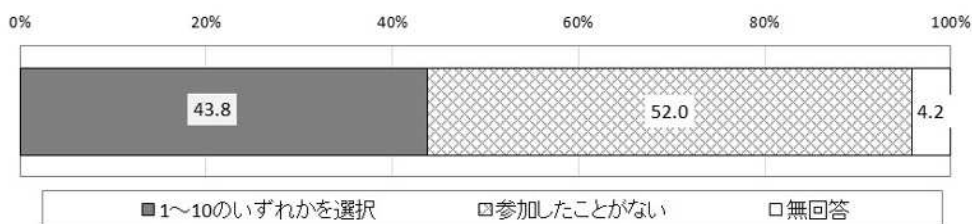
- ・ 阪神・淡路大震災直後（1996年）に87.5%まで上昇
- ・ 1998年の88.1%をピークに下降を続け、2006年に74.4%まで下降するも、東日本大震災（2011年）後に78.9%まで回復。
- ・ その後は再び下降し、2021年時点で69.6%となっている。

②市民意識調査（令和2年9月）

問 30 あなたが、おおむね3年以内に参加したことがある地域活動又は市民活動で、以下の中からあてはまるものすべてに○をつけてください。

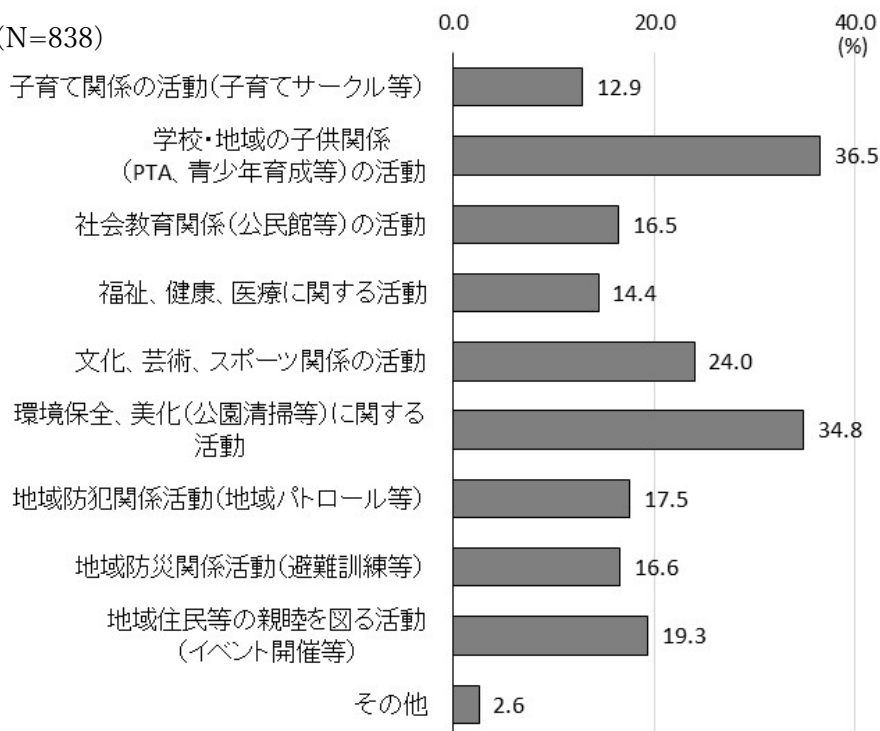
1. 子育て関係の活動（子育てサークル等）
2. 学校・地域の子供関係（PTA、青少年育成等）の活動
3. 社会教育関係（公民館等）の活動
4. 福祉、健康、医療に関する活動
5. 文化、芸術、スポーツ関係の活動
6. 環境保全、美化（公園清掃等）に関する活動
7. 地域防犯関係活動（地域パトロール等）
8. 地域防災関係活動（避難訓練等）
9. 地域住民等の親睦を図る活動（イベント開催等）
10. その他
11. 参加したことがない

(N=1,915)



<おおむね3年以内に参加した地域活動又は市民活動（複数回答可）>

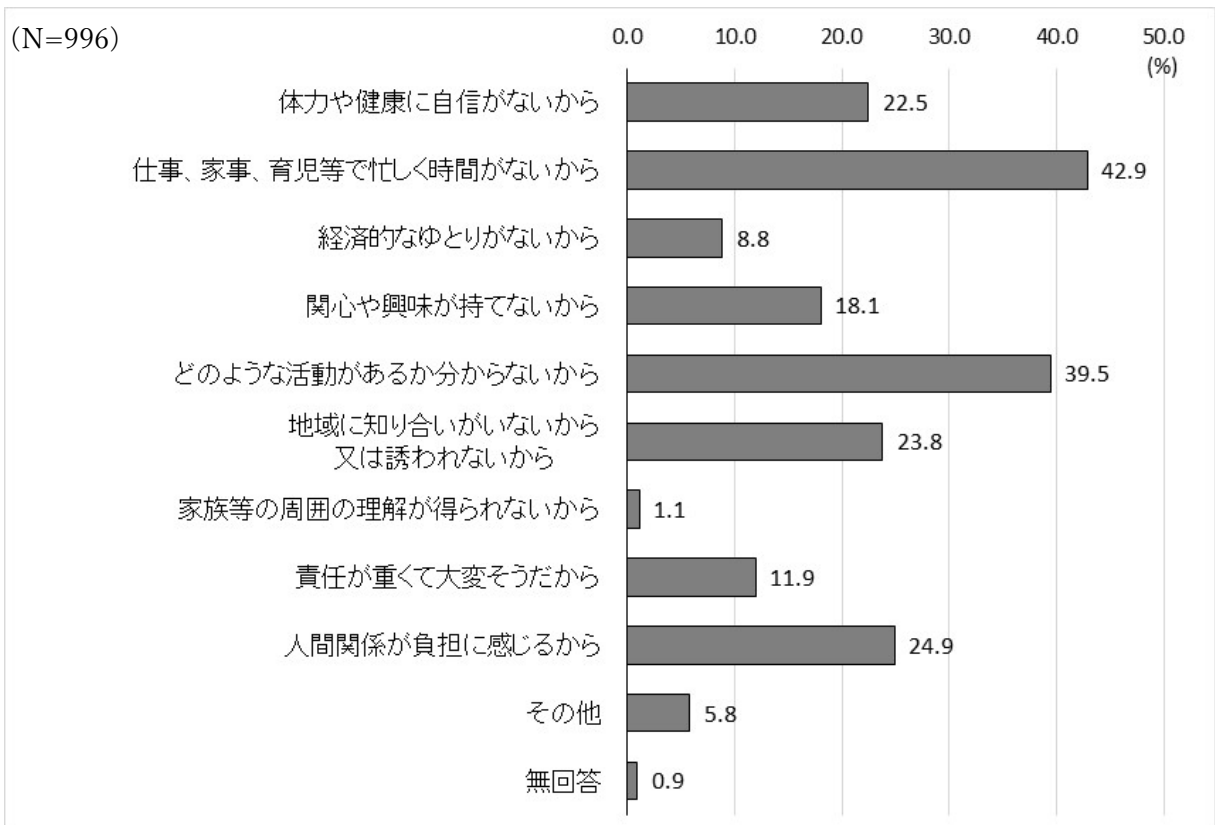
(N=838)



問 31 問 30 で「参加したことがない」を選択した方にお聞きします。

あなたが地域活動等に参加しなかった理由について、
以下の中からあてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 体力や健康に自信がないから
2. 仕事、家事、育児等で忙しく時間がないから
3. 経済的なゆとりがないから
4. 関心や興味が持てないから
5. どのような活動があるか分からないから
6. 地域に知り合いがいないから又は誘われないから
7. 家族等の周囲の理解が得られないから
8. 責任が重くて大変そうだから
9. 人間関係が負担に感じるから
10. その他



(2) コミュニティ活動に対する市の支援

①自治会向けの支援

- ・自治会ガイドブック 設立編・加入促進編の作成及び配布（希望のあった自治会）
- ・自治会加入促進チラシの作成及び配布（転入手続時、希望のあった自治会）
- ・開発事業者に対する自治会等加入促進の協力依頼（チラシの作成及び配布）
- ・西宮市自治会等公益活動補償制度
（自治会等の公益的な活動中の傷害事故や賠償責任を補償する制度）

②相談対応

- ・自治会等の運営等に関する相談（各地域団体の関係課）
- ・NPO 等団体及び地域団体等の運営、設立に関する相談（市民交流センター）

③講座・研修会等の開催

- ・各地域団体における研修会や講演会等の開催
- ・NPO 等団体及び地域団体等の活動推進を目的とした講座の開催（市民交流センター）

④コミュニティ活動に対する助成

- ・各地域団体に対する助成制度（事業費補助・運営補助）
- ・未来づくりパートナー事業（対象：市民活動団体、地域団体）
（団体が企画・提案した事業を市が協働して実施又は助成金を交付）

⑤コミュニティ活動拠点施設の維持管理・整備

- ・公民館（24 館）、市民館（22 館）、市民交流センター（1 館）など、コミュニティ活動の拠点となる施設の維持管理及び整備
- ・西宮市地域コミュニティ集会施設整備助成制度
（地域団体が会議や集会用の施設を新築、増改築、購入した場合の助成制度）

⑥その他

- ・市民活動等支援制度一覧の作成及び配布

(3) コミュニティ活動の課題

- ・自治会加入率の低下（地域代表性の低下）
- ・担い手不足（勤務者や共働き世帯の増加による活動参加の減少、関心の低下）
- ・役員の高齢化（後継者の不足による役員の固定化）
- ・活動に係る負担感の増加
- ・団体間の連携不足（地域団体同士、地域と NPO など）

(4) まとめ

- 自治会加入率は年々低下しており、この10年間で加入率が約10%低下している。
各団体での担い手不足や役員等の高齢化も年々深刻さを増しており、そのことが活動に係る負担感の更なる増加につながるなど、コミュニティ活動に関わる人の減少により、様々な弊害が生じている。
- 市民意識調査の結果から、活動への自発的な参加はそれほど多くないと考えられる。
一方、活動に参加しない理由として「仕事、家事、育児等で忙しく時間がないから」(42.9%)の次に多かったのが、「どのような活動があるか分からないから」(39.5%)であり、ICTの効果的な活用や地域で取り組まれている活動の周知を図るなど、「多様な関わり方」や「関わりやすさ」に対するアプローチを通じた、コミュニティ活動に対する自発的な参加者を増やすための施策について検討が必要である。
- 各地域団体やNPO等団体に対して、市の関係課による支援がそれぞれ行われているが、関係課間の連携は十分ではなく、効果的な支援が行われているとは言い難い。また、市から自治会等への依頼事項が多く、そのことが活動に係る負担につながっていると考えられることから、令和3年度に「地域団体関係課連絡会議」を庁内に設置し、地域に関する情報の共有や負担軽減について検討を行うこととしている。

9 市長が講ずべき措置（第17条関係）

（1）参画協働の取組予定及び取組状況の公表

区分		公表資料	公表方法
取組予定	参画	参画の取組予定一覧	市ホームページでの公表
	協働	なし	—
取組状況	参画	参画と協働のまちづくり取組状況報告書	市ホームページでの公表 窓口等での配架
	協働		

（2）課題

- ・参画の取組予定及び参画協働の取組状況を庁内でとりまとめているが、市ホームページで公表しているのみであり、市民に対して十分に周知できているとは言い難い。
- ・協働の取組予定については、とりまとめ及び公表を行っていない。

（3）まとめ

- ・参画協働の取組予定及び実施状況の効果的な公表方法について検討が必要である。

10 検証（第18条関係）

（1）概要

西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会を通じて、毎年、条例に基づく取組の検証を行うこととしている。

取組名		評価	評価基準	評価委員会での検証方法
参画	意見提出手続	個別評価	有	前年度に意見提出手続が実施された案件（10件前後）から評価対象3件を選定し、公表資料等をもとに評価を行う。
	説明会等			
	政策提案・公募手続	未評価	無	（H24以降の取組実績なし）
	附属機関等	全体意見	無	附属機関全体の条例の遵守状況を踏まえ、改善に向けた提言を行う。
協働	各課実施の協働事業	※ ¹	無	（H29以降は検証を実施せず）
	協働事業提案手続	個別評価	有	前年度に提案・実施された未来づくりパートナー事業（自由提案型・テーマ設定型）の報告書や自己評価書等をもとに評価を行う。
住民投票		未評価	無	（過去に取組実績なし）

※¹ 平成24～28年度にかけて、共催・実行委員会形式の協働事業の個別評価（毎年5～8事業、全30事業）を実施。

（2）個別評価案件の検証方法

ア 意見提出手続・説明会等

- ①前年度の意見提出手続実施案件（3件）について、評価委員が公表資料等を確認し、「参画の取組にかかる評価基準」に照らして評価項目（市民の参画機会の確保・広報、パブリックコメントの公表資料、実施結果）ごとに5段階評価を行う。
- ②委員会当日、評価委員が評価点をもとに意見交換を行い、各案件の総合評価を決定する。委員会には、意見提出手続実施課の担当者も出席し、委員からの意見を今後の参考にする。
- ③評価結果は、「参画と協働の取組状況評価報告書」や「参画と協働のまちづくり取組状況報告書」により公表する。必要に応じて、「意見提出手続運用マニュアル」に委員の意見等を反映する。

イ 協働事業提案手続

- ①前年度に提案・実施された未来づくりパートナー事業（自由提案型・テーマ設定型）の報告書や自己評価書（提案団体・協働課の双方が作成）を確認し、「協働の取組にかかる評価基準」に照らして評価項目（事業内容、協働、事業の成果、作成書類）ごとに5段階評価を行う。
- ②委員会当日、評価委員が評価点をもとに意見交換を行い、各案件の総合評価を決定する。委員会には、未来づくりパートナー事業の提案団体も出席し、委員からの意見を今後の事業実施にあたっての参考にする。
- ③評価結果は、「参画と協働の取組状況評価報告書」や「参画と協働のまちづくり取組状況報告書」により公表する。

(3) 課題

- ・「ア 意見提出手続・説明会等」について、平成28年度までは前年度に実施された意見提出手続実施案件の全てを評価していたが、平成29年度から評価委員会が選定した評価対象（おおむね3件）のみを評価する方式に変更した。これまでは意見提出件数が比較的多い案件が結果的に評価対象として選定されることが多かったが、意見提出件数の少ない案件についても評価を行い、提出意見が少ない原因等を分析する必要がある。
- ・「イ 協働事業提案手続」について、現在評価対象としているのは、未来づくりパートナー事業の「自由提案型」と「テーマ設定型」であり、地域団体が地域課題の解決や地域力の向上につながる事業を企画・提案・実施し、市が資金的なサポートを行う「地域力向上型」については評価の対象としていない。
※現在は、市と協働して実施する事業のみを評価対象としている。
- ・評価委員会における議論や意見の効果的な共有方法（庁内・団体など）について検討が必要である。

(4) まとめ

- ・意見提出手続の評価対象の選定にあたり、意見提出件数が多かった案件と少なかった案件をバランスよく選定し評価を行う必要がある。
- ・未来づくりパートナー事業の「地域力向上型」や令和4年度新設の「コロナ課題解決型」の検証方法について検討を行う必要がある。
- ・その他、条例にもとづく各取組の効果的な検証方法について、評価委員会においてあらためて検討の機会を設ける必要がある。